

イギリスの財務報告違反審査会

その他のタイトル	Financial Reporting Review Panel in UK
著者	笹倉 淳史
雑誌名	関西大学商學論集
巻	43
号	4
ページ	701-719
発行年	1998-10-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019130

イギリスの財務報告違反審査会

笹倉淳史

はじめに

イギリスの財務報告の規制は、会社法と専門職の意見書を中心に発展してきた¹⁾。また、会計基準は会計専門職団体及び会計専門職団体から構成される団体によって作成されてきたため、その提案は関連する人々の権益を保護する傾向があった²⁾。更に、会社法上、計算書が会計基準に準拠するべきであるという要求は存在していなかったし、会計基準に準拠しない会社に準拠を強制するメカニズムは存在していなかった。会計基準に準拠しない会社に対する対応は、監査人が監査報告書上で限定意見を述べることだけであった。しかし、専門職団体が作成した会計基準の序文では、もし監査人が会計基準に準拠しないことに同意し、それが十分に開示されているなら、監査報告書で限定意見を付する必要はないとされ、会計基準に準拠しない会社でも監査人による限定意見を付されないケースがほとんどであった³⁾。従って、この当時から、会計基準の強制力の欠如は指摘され続け

1) この経緯については、田中 弘著「イギリスの会計制度」中央経済社 1993年に詳しい。

2) Richard Brandt, Stella Fearnley, Tony Hines and Vivien Beattie, 'The Financial Reporting Review Panel : An analysis of its activities', in *Financial Reporting Today, 1998 edition*, p.28

3) Accounting Standards Steering Committee, *Introduction to Accounting Standards*, 1973

てきたが、有効な対策はとられてこなかった。

この間、この強制力の欠如は、クリエイティブ・アカウンティング⁴⁾と呼ばれる会計利益の操作問題をクローズアップすることになった。また、すべてがこのような会計操作を原因とするものではなかったが、企業倒産が頻発したことが、会計基準の強制力の欠如の対する対策の要求をヨリ強くした。これらの問題を会社法の中で対処するために、その改正の原案づくりを任務としたデアリング委員会が設置された。このデアリング委員会が提出した報告書で提示された勧告は、1985年会社法の部分修正という形で行われた1989年の会社法改正においてそのほとんどが採択された⁵⁾。この会社法改正では、本稿で取り上げるこの会計基準を強制させるために設置された財務報告違反審査会と並んで、種々の重要な改正が行われているので、次項では、その位置づけも含んで、その概要を説明しておこう。

1. 1989年の会社法改正

前述したように、1989年の会社法の改正によって、イギリスの会計制度は大きく変化した。まず、貸借対照表および損益計算書はそれぞれの真実かつ公正な概観 (a true and fair view) を提供しなければならず、そのために、会計規定が置かれている付則第4の要件を遵守しなければならず、計算書が真実かつ公正な概観を提供するために十分でない場合には、

4) Kamal=Naser は、クリエイティブ・アカウンティングを(1)会計ルールの抜け穴や会計ルールの測定・開示の選択を利用した会計数値を操作するプロセスで、それはあるべき会計数値から好ましい数値に変換するために行われる、あるいは(2)求められる会計数値を作り上げるように取引が組み立てられるプロセスで、取引を中立的かつ一貫した方法で報告しないもの、として定義している。Kamal H. M. Naser, *Creative Financial Reporting ; Its nature and use*, 1993

5) テアリングレポートと1989年会社法改正の関係については、拙稿「イギリスの会計制度の改正—デアリング・レポートと1989年会社法改正—」商学論集40巻6号参照。

必要な追加的情報が提供されなければならないとされる。特別な事情のために、上記要件の遵守が真実かつ公正な概観の提供と矛盾する場合には、真実かつ公正な概観を提供するために必要な範囲で規定から離脱 (departure) しなければならない、離脱した場合には、この離脱の明細、理由およびその影響が計算書あるいは注記に記載されなければならない (1985年会社法第228条、1989年会社法第226条)。

また、計算書は適用可能な会計基準に従って作成されているかどうか、かつ当該基準からの重要な離脱の明細およびその理由が会計方針として記載されなければならない (1989年会社法第1付則第7条により、1985年会社法第4付則第36A条として追加)。この場合の適用可能な会計基準とは規則で定める機関が公表する標準会計実務書であって、当該会社の状況および計算書に適切な基準とされる (1989年会社法第256条第1項および第2項)。さらに、所管大臣には、(a)会計基準の公表、(b)会計基準の公表の監督および指導、(c)全計基準のまたは会社法の会計要件からの離脱、そしてそれらの遵守をするために講じられる措置の調査を行うためのそれぞれの機関を認可する権限が付与されている (1989年会社法第256条第3項)。

この(a)に相当する機関は会計基準審議会 (Accounting Standards Board : ASB)、(b)に相当する機関は財務報告評議会 (Financial Reporting Council ; FRC) および(c)に相当する機関は財務報告違反審査会 (Financial Reporting Review Panel : FRRP) として、すでにその活動が開始されている。

以下、その関係を図示すれば次のようになる。なお、財務報告評議会は会計基準設定に関する基本的な方針を決定し、上部機関としてその下部機関 (会計基準審議会と財務報告違反審査会) の予算とスタッフに関する問題を取り扱っている。



以下では、財務報告違反審査会（以下、審査会と略す）の機能を中心に、実際にどのようなステップを踏んでその活動が行われているのかについて概観してみる。

2. 審査会の概要

審査会が個別の事例を取り扱う際の手続きについては、「個別事例を処理するための手続き」において詳細に定められている⁶⁾。この手続きの規定は審査会の設立当初の1991年6月に公表されたが、商務省との協議の上、1993年に部分的に改訂された。この改訂は、過去2年間の審査会の活動で明らかとなった問題点を解決し、すべての人々に公正であることを前提に、審査会のアプローチを簡略化・合理化・迅速化するために行われたものであった⁷⁾。ここでは改訂された手続きに従って、その手続きを概観しておくことにする⁸⁾。

「個別事例を処理するための手続き」は、遵守されるべき「一般原則」と実際に行われる手続きを規定した「個別手続き」に分けてそれぞれ定められている。

6) FRRP, Procedures for handling individual cases, 1993

7) FRRP Press Notice 23, 1993.9.27.公表。

8) 改訂前の手続きについては、拙稿「イギリス会計制度の改正」JICPA ジャーナル 438号参照。

(1) 一般原則⁹⁾

- a) 審査会は計算書の改訂の可能性を探ることにあるので、その行動は迅速でなければならないが、公正性を犠牲にしてはならない。
- b) 審査会は可能な限り議論と説得によってそれを行い、訴訟は最終的な手段である。
- c) 審査会は瑕疵の可能性のある会社の計算書をそれ自体でモニターしたり、積極的に調査しない。問題を直接的（たとえば、限定意見のついた監査報告書）あるいは間接的（たとえば、新聞のコメント）によって検討する。
- d) 審査会は特定の問題を調査し、その調査は拡大されることがあっても、計算書のすべての側面を調査するわけではない。
- e) 審査会と会社との会合は非公式に行われ、法廷に類似した手続きはとられない。また、会社が望む場合は、代理人の出席が認められる。
- f) 審査会は会社との会合あるいはヒアリングを奨励し、これができない場合、監査人とのコンタクトをとるべきである。
- g) 審査会は有益な情報を提供すると思われる第三者を受け入れ、彼らにヒアリングを考慮する準備がある。
- h) 審査会に訴えた人には、法律的にそして商業的に問題がない限り、詳細にその結果が通知される。
- i) 審査会は入手した機密情報を保護し、公にするまではその事例のコメントを避けるべきである。
- j) 審査会は特別に組織されたグループのメンバーによって重要な個々の事例を処理する。
- k) 審査会のメンバーに利害関係があると考えられる場合、当該事例に係わってはならない。
- l) 審査会の議長は各グループの委員長であるべきであるが、彼が委員

9) FRRP, Procedures for handling individual cases, paras. 4-16

長になれない場合には、各グループに法律家が入るように保証すべきである。

m) 株式公開買い付けに係わっている関係者を利するように、手続きやタイムテーブルを変更してはならない。

このような一般原則に続いて詳細な具体的な手続きが定められているが、実際に事例は次のような手順で把握され、検討される。

(2) 具体的手続き

審査会は(a)事例を重要な事例と判断した場合と、(b)比較的重要でない事例と判断した場合で、そのとる手続きが異なっている。1993年改訂前の手続きでは「明らかに重要性のない場合」も取り上げられていたが、1993年に改訂された新しい手続きでは削除され、このような事例と判断された場合は、単に、事務官は告発者にその旨の通知をすることとなった¹⁰⁾。

まず、事務官は個人あるいは会社の告発者からの手紙等があった場合に、審査会の正副議長にそれを通知すると共に、正副議長に対して FRC、ASB 及び審査会の共通のスタッフであるアカウントからの予備的アドバイスを提供する。また、議長が必要であると考えるなら、利害関係のないことと機密の保持の保証することを前提に、外部専門家のアドバイスを求める。

この後、審査会が、(a)事例を重要な事例と判断した場合、と(b)比較的重要でない事例と判断した場合、とでその手続きが異なっている。

(a)明らかに重要な事例¹¹⁾

議長は前述した予備的アドバイスに基づいて、問題のある会社に対して

10) 旧手続きでは3つのケース、即ち(a)重要な開示された離脱の事例、(b)開示されていないが明らかに重要な離脱の事例、及び、(c)明らかに一般性の低い問題に分けて説明されていた。拙稿「前掲稿」JICPA ジャーナル438号参照。

11) FRRP, Procedures for handling individual cases, paras. 20-33

書簡を送付するが、それには、計算書が法の要求に準拠していないこととその具体的な問題点の指摘、それについての取締役のコメントを要求する文面が含まれる。更に、その書簡には、審査会が裁判を起こす権利を有することを含むその権限を明示した審査会の手続きのコピーが同封される。この会社からの回答期限は通常1ヶ月である。

この期間中に、事務官は会社の求めに応じて、会社の責任者と出会う。書簡送付後に、事務官は問題の会社とコンタクトをとり、会議日の調整をする。また、この会議には監査人も出席することが望まれる。

なお、議長は、調査を担当する2名以上のメンバーから構成されるグループを形成する必要があるが、その時期を書簡発送直後かあるいは、遅くとも、問題の会社とのコンタクト後（書簡、非公式の会合の反応後）にするのかを決定する必要がある。書簡に対する会社からの反応があった後、できるだけ早急に、議長はグループ会議を開催するのか、最初に別の情報を会社から入手するのか、あるいは会社との非公式の議論をするのかを決定する。

議長が正式に調査をすることを決定したなら、調査対象となった会社にもその通告する。調査を担当するそれぞれのグループはアカウントantや他の調査のために必要なアドバイザーと契約するが、常に、法的なアドバイスを受ける必要がある。

議長あるいは事務官は会合（ヒアリング）のための日時を会社あるいは取締役と調整する。ヒアリングは私的なもので、その出席者は氏名、職分、当事者との関係毎に明示される。グループの裁量で、有益な情報をもたらすと考えられる第三者と別個のヒアリングがなされる。会社の監査人がその会議に出席しない場合には、別個に会合が行われる。

ヒアリングと会合の後に、次のステップがとられる。もしグループが、調査対象となった会社の説明あるいは提案した訂正を不十分であると考えたら、その理由を説明する書簡を取締役に送付する。この書簡には、有益な情報をもたらすと考えられる第三者から受け取った「所見」と、会社

法第245条B(1)(b)によって訴訟を起こすことを考えていることが明記される。この訴訟までに取締役が審査会に対してコメントできる期間は14日間である。

その後、会社からの反応を審議するためのグループ会議が招集され、グループ会議が会社の説明や提案した訂正が不十分であると判断するなら、審査会の名で訴訟を起こすことを正式に決定する。訴訟が起こされたことを、事務官は会社法245条B(2)に従って登記官に伝達する。この時点で、市場の反応を考慮しながら、公的なアナウンスが行われる。

(b)比較的重要でない事例¹²⁾

前述した予備的見解で、「明らかに重要でないが、更に説明が必要である」と判断される場合、事務官は会社に対して14日以内に会社にコメントを依頼する書簡を送付する。正副議長に対して、FRC、ASB及び審査会の共通のスタッフであるアカウントと第三者からのアドバイス及び会社からの反応が報告される。これを受けて、議長は

- (1)これ以上追求しない、
- (2)明らかな離脱の事例として追求する、
- (3)比較的重要でない問題として継続して追求する

かどうかを決定する。もし(1)追求しないなら、事務官はその旨を会社及び告発者に適宜通知する。もし(2)明らかな離脱の事例として追求するなら、議長は前述した(a)の明らか重要な事例で行われる場合と同様の手続きがとられる。また、もし欠陥が明らかに重要な問題として処理することを必要とする欠陥ではなく、所定の方法で訂正することが望ましい欠陥であると考えられるなら、議長は自ら選んだ審査会のメンバーと協力して会社と非公式の議論をする。

計算書の任意の改訂を指導するためにグループあるいは議長によって適

12) *Ibid.*, paras. 34-37

切な打ち合わせが行われるが、そこで同意された任意の改訂が行われない場合には、訴訟が起こされることになる。

（３）留意事項

なお、審査会や会社が調査中の問題についてのアナウンスをすることは、当該会社や市場に種々の影響を及ぼすことになるので、この点については次のように定められている¹³⁾。

まず、審査会は、調査中であることや調査をしていないということについてのアナウンスを訴訟前までは一切しない。審査会は当該会社の計算書に問題があったために検討した場合に、ロンドン証券取引所とその公表にメリットがあるかどうか協議した上で、ステイトメントを公表する。

一方、調査対象となった会社は審査会とのコンタクトの後に、自らそのアナウンスをすべきかどうかをロンドン証券取引所と協議の後に決定するが、当該会社がその事実を公表する事を希望する場合には、審査会の同意が必要となる。また、当該会社が自ら審査会とのコンタクトの事実を公表することを希望するが、そのコンタクトの結果が審査会によってアナウンスされなかった場合には、会社がその結果をアナウンスするかどうかを決定する。審査会は、随意に、そのようなアナウンスについて言及したステイトメントを公表する。会社が任意にその計算書を改訂することに同意するかあるいはその後に作成される計算書で数値の訂正等を行う場合に、審査会はロンドン証券取引所とその公表のタイミングを協議してアナウンスする。

また、審査会が会社や監査人に対して行うアドバイスについては、次のように規定されている¹⁴⁾。常に、審査会は会社あるいは監査人に特定の会計処理が法の要求を満たしているかどうかについてアドバイスを提供する。審査会は、監査人を規制することに責任のある専門職団体に対して、秘密

13) *Ibid.*, paras. 39-43

14) *Ibid.*, paras. 44-46

を考慮しながら、適切で詳細な情報、例えば、会社が欠陥のある計算書を任意に訂正した事例や裁判所が欠陥のある計算書とした事例、監査人が限定意見を付さない事例等を報告する。また、専門職にある人にも同様の情報が提供される。

3. 審査会の実際の活動

ここでは、これまで公表されてきたプレス・ノートに基づいて審査会の実際の活動を検討することにする¹⁵⁾。

審査会は、1991年7月末に117の上場会社に対して、その財務諸表が1989年会社法における重要な会計報告基準に準拠していないことを示唆した書簡を送っている¹⁶⁾。この書簡が送付された117社は、審査会が上場企業約2500社すべてを調査して会計基準等の違反を発見した会社ではない。審査会は、すでに行われた会計士による監査と同じ作業を再度行うことが無駄であるという理由から、上場会社のすべてを調査しないとしている。また、労力とコストの節約のために、監視を担当するのは審査会自体ではなく、証券取引所の上場部門、協会の専門職基準委員会および報道機関等であるとしている。実際に、この書簡が送付された117社は次のものから構成されていた¹⁷⁾。

15) 筆者が入手できたものは48のプレス・ノートで、その最後のプレス・ノートは1997年11月10日付けのものである。このプレス・ノートでは、主に、審査会が会社と計算書の訂正について合意した内容、活動の概要（それぞれA4版1～2枚）等が簡潔に示されている。

16) 監査人にも同様の書簡が送付されたている。書簡の中で、審査会の議長 Simon Tuckey QC は次のように述べていた。「これほど多くの主要な会社とそのアドバイザー及び監査人が法の明らかな要求に準拠していないことに驚くと共に、失望している。我々は、もしこの問題を追求しないならその責任を果たすことができない。私は計算書を作成している会社が注目することを希望する。」Press Notice 2, 1991.7.25

17) Press Notice 23, 1993.9.27

計算書に限定意見がついているかあるいは計算書に 会計基準に準拠しないという記載があるもの	30社
個人あるいは団体によって告発された事例	49社
報道関係のコメント	<u>38社</u>
合 計	<u>117社</u>

これらの事例のうち、38社は予備的調査で終了した。22社には追加の調査が行われたが、これも問題なしとして調査は終了した。15社についてはまだ調査中であるが、42社については審査会と当該会社との間で合意がなされた。更に、この42社のうち17社についてパブリックコメントが公表されている（1993.9.27の時点）。

表1は、筆者が入手することのできた審査会の設立から1997年11月10日までに審査会によって公表されたプレス・ノーティスで取り上げられた42の事例を年代順に整理したものである¹⁸⁾。この表について若干の説明をしておこう。

最初の会社名の欄で注目されることは、3社（Associated Nursing Service plcについては6と38、Foreign & Colonial Investment Trustについては12と33、Butte Miningについては24と37）はそれぞれ別々の問題点を指摘されて、二度調査対象となり、審査会と協議の上、計算書の改訂を行っている。

会社名の次にはプレス・ノーティスの番号とその公表日、そして調査対象となった計算書の決算日を挙げている。この2つの日の経過日数を知ることによって、審査会が調査及び当該会社との合意にかけている時間を推測することができるだろう。ただし、審査会がいつ問題点を発見し、調査

18) この表は Brandt らが作成した表に最新のものを追加し、指摘した問題点に加筆修正し、プレス・ノーティスの番号と公表日及び監査人の意見の限定の欄を追加・編集したものである。Brandt=Fearnley=Hines=Beattie, *op. cit.*, pp.32-34

表 1 プレスリリースで公表された会社

会社名	プレスリリースの番号とその公表日	対象となつた計算書の決算日	審査会が指摘した問題点	分類	同意された行動	監査人の意見の限定
1 Ultramar plc	4 1992.1.28	90.12.31	配当の原資に含まれた軽減されていない前払法人税	分類	次年度の計算書で再表示	○
2 Williams Holdings plc	5 1992.1.28	90.12.31	税金控除後で表示された例外項目 一株当たりの利益を例外項目を加減前に計算 取得と処分との不十分を明示	分類 分類 明示	次年度に改訂計算書の提出	
3 Shield Group plc	6 1992.1.31	1991.3.31	過年度の項目として処理された再評価	測定	次年度に改訂計算書の提出	○
4 Forte plc	7 1992.2.4	1991.1.31	以下のものについての会計方針 ・利子の資本化 ・情報技術計画に關するコスト ・自由保有及び長期リース不動産の非減価償却 ・貸借対照表のサインと監査報告書との間の 日付の相違	明示 明示 明示 明示	要求なし 要求なし 次年度の明示の改善 報告の要求なし	
5 Williamson Tea Holdings plc	10 1992.8.10	1991.3.31	在外資産についての不十分を明示	明示	次年度明示の改善	
6 Associated Nursing Services plc	11 1992.8.10	1991.3.31	創立費の会計処理 前払法人税額の説明不足 会計方針変更の明示	認識一要素 明示	会計方針変更と次年度に改訂計算書の提出 次年度明示の改善	
7 GPG plc	12 1992.10.7	1991.9.30	SSAP6 (異常損益項目及び過年度修正) 及び 3 (一株当たりの利益) の非準拠と FRED 1 (キャッシュフロー計算書) の公開草案段階 での早期適用	分類	なし (FRS3免除)	○
8 Tatalgar House plc	13 1992.10.15	1991.9.30	特定の不動産の流動資産から固定資産への再 分類 前払法人税額の貸借対照表に計上 投資についての明示 損益計算書の法的様式への準拠	測定 測定 明示 明示	次年度に改訂計算書の提出と会計方針変更 明示の改善	
9 British Gas plc	14 1992.12.26	1991.12.31	決算日変更に伴って9ヶ月間の報告をすべき ところを四半会計期間の3ヶ月を含む12ヶ月に ついて報告 9ヶ月間の一株当たりの利益の計算の省略	明示	P/L について次年度に改訂計算書の提出	
10 S. E. P. Industrial Holdings plc	15 1992.10.26	1991.9.30	過年度項目として取り扱われる項目 不動産の非減価償却	省略 測定 測定	過年度項目については行動なし 次年度に改訂計算書の提出と会計方針変更	○

11	Eurotherm plc	16	1993. 2. 22	1991. 10. 31	前年度に異常項目として処理した製造部門の閉鎖コストを当年度に相違する項目で処理	前年度に異常項目として処理した製造部門の閉鎖コストを当年度に相違する項目で処理	分類	次年度に過年度分を訂正とFRS3の採用	
12	Foreign & Colonial Investment Trust plc	17	1993. 3. 17	1991. 12. 31	取締役報酬の不十分を明示	取締役報酬の不十分を明示	開示	開示の改善	
13	Wanford Investments plc	18	1993. 4. 1	1991. 12. 25	子会社の連結除外 時価で表示されていない親会社の投資不動産	子会社の連結除外 時価で表示されていない親会社の投資不動産	認識グループ 測定	次年度に改訂計算書の提出と会計方針変更 次年度に改訂計算書の提出と会計方針変更	○
14	Pcnrith Farmers & Kidd's plc	19	1993. 4. 5	1992. 3. 31	前年度の計算書を再表示した理由の非提供	前年度の計算書を再表示した理由の非提供	開示	1991年度分について補足の脚注を公表	○
15	Brevericigh Investments plc	20	1993. 7. 23	1992. 6. 30	子会社の連結除外 キャッシュフロー計算書の省略 適用可能な会計基準の権限のステイメントの省略	子会社の連結除外 キャッシュフロー計算書の省略 適用可能な会計基準の権限のステイメントの省略	認識グループ 省略 開示	次年度に改訂計算書の提出と会計方針の提供 次年度開示の改善	○
16	Royal Bank of Scotland Group plc	21	1993. 8. 10	1992. 9. 30	当期に例外的利益として処理されるが過年度修正として処理されない会計方針の変更	当期に例外的利益として処理されるが過年度修正として処理されない会計方針の変更	測定	次年度での計算書の再表示	
17	Control Techniques plc	22	1993. 9. 24	1992. 9. 30	キャッシュフロー計算書上の誤分類	キャッシュフロー計算書上の誤分類	分類	改訂されたキャッシュフロー計算書の発行	
18	BM Group plc	24	1993. 10. 19	1992. 6. 30	キャッシュフロー計算書上の不適切な現金等価物を含む のれん等の誤表示	キャッシュフロー計算書上の不適切な現金等価物を含む のれん等の誤表示	分類 開示	次年度に改訂計算書の提出	
19	Ptarmigan Holdings plc (Graystone)	25	1993. 10. 25	1992. 6. 30	のれんについての会計方針変更の不十分な説明	のれんについての会計方針変更の不十分な説明	開示	次年度の開示の改善と上場目録見書における説明	○
20	Chrysalis Group plc	26	1993. 12. 29	1992. 8. 31	関係会社の会計	関係会社の会計	測定	次年度に改訂計算書の提出	
21	Intercare Group plc	27	1994. 1. 28	1992. 12. 31	キャッシュフロー計算書について ・非現金項目の包含 ・現金及び現金等価物のマイナスイナス残高の省略 ・キャッシュベースに基づかない利息の包含	キャッシュフロー計算書について ・非現金項目の包含 ・現金及び現金等価物のマイナスイナス残高の省略 ・キャッシュベースに基づかない利息の包含	分類 省略 分類	次年度に改訂計算書の提出	
22	Pentos plc	28	1994. 2. 11	1992. 12. 31	リザーブアプレミア処理の不十分な説明	リザーブアプレミア処理の不十分な説明	開示	プレスリリース日の補足計算書	
23	BET plc	29	1994. 5. 24	1993. 3. 27	例外項目の処理	例外項目の処理	分類	次年度に改訂計算書の提出	
24	Butte Mining plc	30	1994. 11. 2	1993. 6. 30	銀行借入金の誤分類 有価証券売却収入と借入金返済額のキャッシュフロー計算書からの省略	銀行借入金の誤分類 有価証券売却収入と借入金返済額のキャッシュフロー計算書からの省略	分類 省略	次年度計算書で補足の脚注 次年度の計算書の再表示	○
25	Clyde Blowers plc	31	1994. 11. 23	1993. 8. 31	取締役に対する子会社株式売却の不十分な処理と説明	取締役に対する子会社株式売却の不十分な処理と説明	開示	補足計算書	
26	Alliance Trust plc	32	1995. 3. 20	1994. 1. 31	子会社の連結除外	子会社の連結除外	認識グループ	グループ計算書の作成	

27	Courts plc	33	1995. 6. 21	1994. 3. 31	別感取引の会計		測定	会計方針の変更と次年度に改訂計算書の提出
28	Caradon plc	34	1995. 11. 8	1994. 12. 31	持分と非持分の權益間の株主資金の分析 各種株主の權益の不十分を開示		分類 開示	1995. 9. 14の中間計算書での補足計算書 次年度に改訂計算書の提出
29	Ferguson Interimntional Holdings plc	35	1995. 12. 13	1995. 2. 28	のれんと合併積立金との相殺によるのれんの誤表示		分類	次年度に改訂計算書の提出
30	Securicor Group plc	36	1996. 2. 15	1994. 9. 30	持分と非持分の權益間の持分の分析		分類	次年度に改訂計算書の提出
31	Newarthill plc	37	1996. 3. 8	1994. 10. 31	子会社によって発行された優先株の発行費用の非認識		認識—要素/測定	改訂計算書の公表 ○
32	Brammer plc	38	1996. 3. 28	1994. 12. 31	棚卸資産として示されるべき賃貸のために保有されている資産を固定資産として誤分類		分類	次年度計算書の再表示
33	Foreign & Colonial Investment Trust plc	39	1996. 4. 9	1994. 12. 31	SSAPI (関連会社の会計) から繰戻する理由の不十分を説明		開示	次年度の開示の改善
34	Alexon Group plc	40	1996. 5. 1	1995. 1. 28	持分と非持分の權益間の持分の分析 株主の種類別の權益の不十分を開示		分類 開示	次年度に改訂計算書の提出
35	Ransomers plc	41	1996. 5. 30	1995. 9. 30	持分と非持分の權益間の持分の分析 株主の種類別の權益の不十分を開示		分類 開示	中間計算書における及び次年度の計算書での改訂計算書の提出
36	Sutton Harbour Holdings plc	42	1996. 7. 24	1995. 3. 31	政府助成金と投資不動産の非減価償却について会計基準離脱 (真実かつ公正の優先適用)の理由の開示		開示	次年度の開示の改善
37	Butte Mining plc	43	1996. 10. 2	1995. 6. 30	空買制限に依って株式で対価が提供された取引に関する利益の処理 非持分株主のポジションの開示		測定 開示	改訂計算書の公表
38	Associated Nursing Service plc	44	1997. 2. 17	1995. 3. 31 1996. 3. 31	関連会社として取り扱われる準子会社 売却及びリースバック取引の会計処理		認識—グループ 認識—要素	改訂計算書の公表
39	Reckitt & Colman plc	45	1997. 4. 15	1996. 12. 30	公正価値修正の不十分を開示		開示	次年度の開示の改善
40	M & W Mack Limited	46	1997. 8. 29	1996. 4. 26	従業員株式所有計画の省略		省略	1997. 4. 25に終了する年度の計算書で再表示 ○
41	Burn Stewart Distillers plc	47	1997. 10. 2	1996. 6. 30	売上取引の不十分を開示		開示	子備約アナウンスの実施と1996年度の計算書の改訂を株主に伝達
42	Stratagem Group plc	48	1997. 11. 10	1996. 8. 31	買収時の公正価値修正の不十分を説明		開示	1997年度の計算書で1996年度の公正価値の脚注を公表

(出典：Richard Brandt, Shiela Fearnley, Tony Hines and Vivien Beattie, The Financial Reporting Review Panel: An analysis of its activities, in *Financial Reporting Today, 1998 edition*, Accountancy Books, pp. 32-34を一部編集した。) 40-42 (プレス・ノーティスの番号では46-48) は筆者が追加したもの。また、プレス・ノーティスの番号、公表日及び監査人の意見の限定は筆者が追加した。

に着手したかは不明であり、また決算日から2あるいは3ヶ月後に決算書が公表されることは考慮しなければならないが、おおよその期間は把握できるだろう。問題となった決算書の決算日からプレス・ノーティスの公表日までの最短は、35の Ransomers plc の242日、最長は38の Associated Nursing Service plc の688日であった。平均は約437日であるので、問題となった計算書の決算日より一年半以内にはプレス・ノーティスが公表されていることになる。

前述したように、3社はそれぞれ別々の問題点を指摘されて二度取り上げられているが、それらを含めて42のプレス・ノーティスは合計で66の問題点を指摘している。さらに、その問題点を Brandt らの所説に従って6つのカテゴリーに分類している¹⁹⁾。これらのカテゴリーは以下のものである。

- (1)認識—グループ……連結計算書で報告されるものに関連する。例えば、子会社の範囲の判定。
- (2)認識—要素……計算書上の要素（例えば、資産と負債）に関連する。
- (3)測定……計算書での金額の付与に関連する。
- (4)省略……計算書上での単なる分類の誤り。利益、総資産及び総負債には影響を及ぼさない。
- (5)省略……計算書に情報が含まれていないことを意味する。
- (6)開示……計算書に直接に影響を及ぼさない計算書の情報内容の欠落を意味する。

このような分類に従って、66の問題点を分類すれば次のような構成になる。

19) *Ibid.*, p.35

カテゴリー	事例	百分比
開示	27	40.91
分類	17	25.75
測定	10	15.15
省略	5	7.58
認識—グループ	4	6.06
認識—要素	2	3.03
認識—要素／測定*	<u>1</u>	<u>1.52</u>
合 計	<u>66</u>	<u>100.00</u>

* 1つの事例が認識-要素と測定の双方に係わっているために、独立項目として取り上げている²⁰⁾。

また、次に欄は審査会と当該会社とが合意した結果内容を示している。分類で問題のあったものについては、その分類を訂正する改訂計算書がその後間もなく公表するという会社側の確証を得ていることが解る。

最後の「監査人の意見の限定」は、監査人が限定意見を記載した監査報告書を公表した場合に丸印を付している。一般に、限定意見が出されると審査会はその会社を調査対象とするが、注意する必要があるのは、監査人の限定意見の付いた項目を審査会が必ずしも問題点としていない場合があることである。例えば、Ultramar plc の事例については監査人が限定意見

20) Brandt=Fearnley=Hines= Beattie, *op. cit.*, pp.37 では次のようになっているが、大きな変化はない。

カテゴリー	事例	百分比
開示	25	39.68
分類	17	26.98
測定	10	15.87
省略	4	6.35
認識—グループ	4	6.35
認識—要素	2	3.18
認識—要素／測定	<u>1</u>	<u>1.59</u>
合 計	<u>63</u>	<u>100.00</u>

を付けた項目と審査会が問題視した点は同一であったが、Penrith Farmers' & Kidd's plc の事例については、監査人と審査会とでは論点が異なっていた²¹⁾。

4. むすびに代えて

これまで、審査会の設立の経緯、審査会の取る手続き、そして、審査会の実際の活動についてみてきたが、その活動の特徴となるいくつかの点を指摘することによって結びに代えることにしたい。

審査会の一般的な特徴として次のものをあげることができるであろう。まず、諸手続を早急に行おうとするシステムを構築しているという点で「迅速性」をあげることができる。前章で指摘したように、プレス・ノーティス公表日と問題となった計算書の決算日の2つの日の経過日数を知ることによって、審査会が調査及び当該会社との合意にかけている時間を推測したが、問題となった計算書の決算日より一年半以内にはプレス・ノーティスが公表されている。

さらに、可能な限り、議論と説得によって運営されるという点を挙げることができる。説得しても問題の会社が従わなかった場合にのみ、裁判所に依存するが、これまでこのような事例は一件も報告されていない。これは、審査会が粘り強く説得をした結果であると考えられる。ただし、Trafalgar House plc は審査会の説得に抵抗し、訴訟の一手手前まで行ったことが報告されている²²⁾。

また、利害関係のある人物をグループに入れれないという点等で「公平性」があげることができる。次に、審査会は裁判所に書類を提出する前には、調査の公表をしないし、それについて否定も肯定もしない。また、ヒアリ

21) Press Notice No.4, 1992.1.28及び Press Notice No.19, 1993.4.5

22) Press Notice No.13, 1992.10.15

ング等是非公式な形で行われるという意味で「秘密主義」があげることができる。そして、審査会は自ら計算書を監視せず、会社の計算書の調査結果を積極的に伝えないし、興味を持った問題のみ検討するという意味で、「限定性」という特徴をあげることができるだろう。

次に、審査会の果たしている機能を指摘しておこう。まず、会社が審査会によってその調査対象となった場合に、その受けるダメージを恐れて、その取締役が会計基準を遵守しようとするのが考えられる。たとえば、William Holding plc の株価は審査会のプレス・ノティス公表後に、一時的にはあるが下落し、マスコミで取り上げられたことが報告されている²³⁾。このように会社にその受けるダメージをを予想させることによって、会計基準の強制力が高まるのが考えられる。

また、同様に監査人も、会計基準に準拠しない場合に、限定意見のついた監査報告書を容易に提出できるようになったことをあげることができる。最終的に、審査会によって問題点の指摘が行われる可能性があることを背景にして、監査人がこれまでと比べて会社に対して限定意見を公表しやすくなっている。ただし、これについては、前述したように、審査会がすべての上場会社を調査するわけではなく、監査報告書における限定意見の存在、個人あるいは組織からの告発やマスコミ等による指摘が調査開始の前提になるので、告発あるいはマスコミの指摘が頻繁に行われることが鍵になるであろう。また、更に会社に会計基準を遵守させ、規制をより実行あるものとするために、大会社は会計基準に準拠すべきであり、準拠できないなら、一層多くのペナルティを受ける一層大きな責務を負うべきであるとして、更に罰金等のペナルティを課す考えもまだ根強く残っている²⁴⁾。

更に、審査会は調査中に会計基準の準拠等に関する幅広い情報を入手す

23) Andrew Jack, 'Areview of the New Financial Reporting Structures', in L.C. L.Skerratt and D.J.Tonkin, *Financial Reporting 1993-94*, p.44

24) *Ibid.*, p.46

ることができるが、入手した情報を、ASB が担当する会計基準の開発に反映することができるであろう。たとえば、1993年6月に公表された「会計基準に関する趣意書 (Foreward to Accounting Standards)」によれば、公開草案はコメントを求めて公開され改訂されるもので、正式に会計基準になるまでは現行の会計基準が基準として有効である。会社の中には、公開草案の提案を反映させた追加の情報を提供することを希望する会社もあろうが、このような場合、(a)この情報が現行の基準と矛盾しない限りでのみ財務諸表に収容するか、あるいは、(b)補足情報としてのみ報告する、かのいずれかの方法をとることができるとしている²⁵⁾。これは1992年8月12日のプレス・ノートで取り上げられたGPG社の現行の基準に準拠せずに当時公開草案段階であったFRED I (キャッシュフロー計算書)を早期適用した事例が少なからず影響を与えたことは想像できるだろう。また、この他にも、子会社を連結から除外した事例も子会社の範囲の再検討を促したと考えられる²⁶⁾。この審査会と会計基準を作成するASBとの間の連携という意味で、学習効果という側面があると考えられる。

25) ASB, *Foreward to Accounting Standards*, 1993.6, paras. 31-32

26) Brandt=Fearnley=Hines=Beattie, *op. cit.*, p.36